

## 公 告

恐竜博物館草刈り業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の締結を予定しているので、福井県財務規則第165条第2項第1号（昭和39年福井県規則第11号）の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月11日

福井県立恐竜博物館 館長 谷川由美子

### 記

#### 1 契約の内容

- (1) 契約名称 恐竜博物館草刈り業務
- (2) 業務内容 恐竜博物館の外構草刈り
- (3) 履行期間 令和8年6月1日から令和8年9月30日まで
- (4) 契約締結予定日  
令和8年5月22日
- (6) 履行場所 福井県立恐竜博物館
- (5) 担当課 サービス推進課  
電話 0779-88-0001  
勝山市村岡町寺尾51号11番地

#### 2 契約の相手方の決定方法

予定価格の範囲内で適正な価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

#### 3 契約の相手方の選定基準

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項若しくは同条第2項に規定する団体等であり、当該業務を確実に履行できること。

#### 4 契約の申込みの方法

令和8年5月22日（金）午前10時までに担当課へ見積書を提出